

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年10月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	平成8年6月		
⑤ 所在地	岡山市北区建部町福渡1008番地1		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	2,697.82㎡	
	構造/延床面積(㎡)	①鉄筋コンクリート造平屋建/1,011.50㎡ ②鉄筋コンクリート造2階建/331.75㎡	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	事務室1、会議室1、ロビー1 和室5、浴室1、小ホール3、会議室1 保健、福祉の総合拠点として整備された施設で、施設内にあるデイサービスセンター、訪問介護事業所、ホームヘルプステーションにおいて福祉サービスが提供される。	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市建部町在宅福祉サービスセンター条例
③ 条例に規定された設置目的	地域に密着した総合的な保健、福祉サービスの連携と調整及びサービスを提供し、あたたかい福祉の心を育てるまちづくりの実現を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域に密着した福祉サービスを提供し、地域との協働・連携により、活力ある地域高齢社会を形成する。
⑤ 設置目的等の達成状況	下記利用実績による。建部地区における保健、福祉の総合拠点施設としての機能を十分に果たしている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月～土(祝日、年末・年始除く)			
③ 開館時間	8時30分～17時15分			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	5,641人		
	令和2年度	4,973人		
	令和3年度	5,049人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)				

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料	9	9	9	9	
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		9	9	9	9	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料	5,191	5,191	3,950	4,777
		補助金等				
	小計		5,191	5,191	3,950	4,777
	直接経費	維持管理費	1,080	670	414	721
		光熱水費				
		小計	1,080	670	414	721
	支出合計		6,271	5,861	4,364	5,498
収支差額		-6,262	-5,852	-4,355	-5,489	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料	5,191	5,191	3,950	4,777	
	補助金等					
	自主事業収入からの繰入金	58	58	0	38	
	その他(雑入等)	34	36	0	23	
収入合計		5,283	5,285	3,950	4,838	
支出	管理運営費	人件費	4,240	4,130	2,724	3,698
		施設維持管理経費	250	208	161	206
		事務費	700	336	960	665
	小計		5,190	4,674	3,845	4,569
	事業費	543	308	105	318	
	その他					
支出合計		5,733	4,982	3,950	4,887	
収支差額		-450	303	0	-49	

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	天井に染みがあり、漏水があるので 排煙窓の開閉不良があり、調整が必要である。

## 6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		当施設は、建部地区における福祉サービスを一元的に提供するため、保健、福祉の総合拠点として整備された施設であり、必要性は高い。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 現在、指定管理で支障なく運営しており、今後も指定管理が妥当と考える。当施設内にある建部町デイサービスセンターは、市民ニーズが高く、建部地域での民間事業者が十分とは言えないため引き続き事業継続をする必要があり、指定管理期間はデイサービスセンターと同じ5年間とする。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		公募
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間：5年)